

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬（インピルフルキサム等 6 品目）の残留基準の改正、添加物（L-システイン塩酸塩）の規格基準の改正）及び「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」について（概要）

令和 5 年 7 月 26 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食 品 基 準 審 査 課

## 1. 改正の趣旨

- 厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品又は添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において定められており、その中で、食品中に含有される農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質（以下「農薬等」という。）につき、食品ごとにその許容される量の限度（以下「残留基準」という。）が定められている。
- 残留基準が定められていない物質が残留する食品については、同条第3項の規定により、その残留する量が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（0.01ppm。以下「一律基準」という。）を超える場合、販売等を行ってはならないとされているが、食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）に示されている物質は、一律基準の適用対象外とされている。
- 今般、農薬及び添加物について、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われたことを受け、国際基準や国内外での使用状況等を考慮し、インピルフルキサム等の農薬の残留基準を改正するとともに、対象外物質告示に酸化亜鉛を加える改正を行うもの。なお、今般の改正案は、農薬等及び添加物により人の健康を損なうおそれのないよう規格基準を定めるものであり、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（令和5年3月31日）及び同分科会添加物部会（令和5年3月15日）の審議において了承されている。

## 2. 改正の概要

- 以下の農薬の残留基準を別紙1のように改正する（規格基準告示第1のAの6関係）。

|                |              |
|----------------|--------------|
| (1)農薬インピルフルキサム | (2)農薬セトキシジム  |
| (3)農薬ピカルブトラゾクス | (4)農薬ビフェントリン |
| (5)農薬ピリベンカルブ   | (6)農薬フルトラニル  |
- 添加物（L-システイン塩酸塩）に係る規格基準について、別紙2のように改正する（規格基準告示第2のF関係）。
- 対象外物質告示に「酸化亜鉛」を加える。

### 3. 根拠条項

- 法第13条第1項及び第3項

### 4. 適用期日等

#### (1) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

- 告示日：令和5年10月下旬（予定）
- 適用期日：告示日（ただし、規制の強化に当たる品目については、告示の日から起算して1年を経過した日）

#### (2) 食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件

- 告示日：令和5年10月下旬（予定）
- 適用期日：告示日